

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	二〇四
○福島県報発行規則の一部を改正する規則	二〇四
告示	二〇六
○公金の収納の事務を委託した件	二〇六
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件五件	二〇六
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件二件	二〇七
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	二〇七
○福島県漁業調整規則により制限措置を定めた件の一部を改正する件	二〇七
○土地改良事業計画を変更することを認可した件	二〇七
○森林病害虫等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件	二〇七
○道路の区域を変更する件二件	二〇八
○道路の供用を開始する件	二〇八
公告	二〇九
○一般競争入札を行う件二件	二〇九

## 規 則

福島県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第三号

#### 福島県報発行規則の一部を改正する規則

福島県報発行規則（昭和三十一年福島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（文書法務課）

## 告 示

### 福島県告示第二百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八條第一項の規定により、公金の収納の事務を令和二年十二月一日次のとおり委託した。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

#### 一 委託した事務の範囲及び内容

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七條の二第一項に規定する寄附金の収納事務

#### 二 受託者の名称及び所在地

1 名称 株式会社トラストバンク

2 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号

#### 三 収納の事務を委託する期間

令和二年十二月一日から令和三年三月三十一日まで

（税 務 課）

### 福島県告示第二百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和三年三月五日から同年七月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

#### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ福島店 福島県福島市丸子字広町一二番地一ほか

#### 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 木村 一義

（変更後）代表取締役 中澤 裕二

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号  
(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 中澤 裕二  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

変更した年月日  
令和二年十一月十八日

届出年月日  
令和三年二月十九日

届出をした者  
株式会社コジマ

(商業まちなづくり課)

福島県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年三月五日から同年七月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちなづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備えて縦覧に供する。  
令和三年三月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ方木田店 福島県福島市方木田字南島九番地三ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 変更した年月日

令和二年十一月十八日

届出年月日

令和三年二月十九日

届出をした者

有限会社かわよし商事

(商業まちなづくり課)

福島県告示第二百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年三月五日から同年七月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちなづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備えて縦覧に供する。  
令和三年三月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ郡山店 福島県郡山市図景二丁目一四八番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 木村 一義

(変更後) 代表取締役 中澤 裕二

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 変更した年月日

令和二年十一月十八日

届出年月日

令和三年二月十九日

届出をした者

株式会社コジマ

(商業まちなづくり課)

福島県告示第二百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年三月五日から同年七月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちなづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備えて縦覧に供する。  
令和三年三月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品花春店・コジマ×ビックカメラ会津若松店 福島県会津若松市花春町二  
三七番地三ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 中澤 裕二

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島一二九三番地

株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島一二九三番地

株式会社コジマ

代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 変更した年月日  
令和二年十一月十八日

四 届出年月日  
令和三年二月十九日

五 届出をした者  
株式会社カワチ薬品

株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

**福島県告示第二百四十三号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和三年三月五日から同年七月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマ×ビックカメラいわき店 福島県いわき市平字菱川町三番地一
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 木村 一義

(変更後) 代表取締役 中澤 裕二

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 変更した年月日  
令和二年十一月十八日

四 届出年月日  
令和三年二月十九日

五 届出をした者  
株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

**福島県告示第二百四十四号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年三月五日から同年四月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南一五四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第**二百四十五号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年三月五日から同年四月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南一五四番ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

1 騒音

当該店舗は特定施設を設置していることから騒音規制法における特定工場等に該当し、騒音規制法の規制基準を受けるとなる。（規制基準とは、事業場の敷地の境界線における騒音の大きさの許容限度のことをいう。）

当該特定工場等は工業地域に位置し、騒音規制法における夜間の規制基準は五十デシベルである。

したがって、P3・P4地点については夜間の規制基準を超過しているため、騒音対策を講じること。騒音対策の方法及びその対策方法によって低減した騒音予測値が騒音規制法の規制基準を下回ることを本市へ示すこと。

その他の地点においても騒音規制法の規制基準を上回る場合には対策を講じること。

騒音に十分注意して営業にあたるとともに騒音に係る苦情が発生した場合は真摯に対応すること。

2 交通誘導方法・経路

関係機関との協議を継続しながら万全の対策を実施し、最大限の交通安全への配慮や交通渋滞等への解消に積極的に努めること。

3 駐車場管理（特に夜間）

近隣住居への配慮から、一部の駐車場所について、二十二時以降の利用を規制されているところであるが、規制箇所から外れている箇所において、夜間に騒音・排気ガス等の被害を受けているとの苦情が寄せられているため、必要な規制箇所及び規制方法について再考の上、対策を講じること。

4 その他

現在、実際の営業時間は午前零時までとなっているが、変更届出書に記載の閉店時間（午前二時）までの営業とする場合、周辺住民の生活環境への影響が考えられることから、事前に、周辺住民への説明を行うこと。

また、上記以外の周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望等の問題が発生し

た場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者

幕内南町内会

2 意見の概要

(一) アピタ会津若松店の変更計画に対する「大規模小売店舗立地法」第七条に基づく「説明会」の開催については、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止の観点から、中止をされたことに一定の理解はできませんが、感染防止対策の徹底や開催方法を工夫すれば、開催は可能ではないかと考えます。

現在、午前零時までの営業となつていますが、午前二時に変更する際は、防犯や騒音などへの問題対応のため、「説明会」を開催すべきだと考えます。

(二) 夜間の騒音抑制と防犯のため、午後十時以降の「駐車場の規制」をされていますが、住宅地に隣接する場所の規制を拡大すべきと考えます。同時に駐車場所（規制場所への駐車など）や駐車方法（前進駐車など）を守らない利用者への対応などを明確にすべきと考えます。

（商業まちづくり課）

福島県告示第**二百四十六号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年三月五日から同年四月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト新尼子店 福島県いわき市平字尼子町三丁目一番ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第**二百四十七号**

福島県漁業調整規則により制限措置を定めた件（令和二年福島県告示第九百七号）の別冊の一部を次のように改正する。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀 雅雄

制限措置の内容（他県からの入念）の表どう漁業の項操業区域の欄中「板びき網漁業及び自家用釣餌板びき網漁業」を「機船手繰網漁業及び板びき網漁業」に改める。

（水産課）

福島県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、南相馬土地改良区が南相馬地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和三年二月十七日認可した。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀雅雄  
（農村計画課）

福島県告示第二百四十九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 区域及び期間

1 区域 福島県一円

2 期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由  
県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

（森林保全課）

福島県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長
県道熱塩 加納会津 坂下線	喜多方市熱塩加納町宮 川字諏訪林一六〇二番 一地先から 同 市熱塩加納町宮 川字山田前八〇番地先 まで	変更前 変更後	六・〇〇 一八・二二 一一・八〇 四四・〇〇	四八八・〇 四八八・〇

（道路計画課）

福島県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長
県道熱塩 加納会津 坂下線	喜多方市熱塩加納町宮 川字諏訪林一六〇二番 一地先から 同 市熱塩加納町宮 川字山田前八〇番地先 まで	変更前 変更後	一一・八〇 四四・〇〇 一一・八〇 三七・二二	四八八・〇 四八八・〇

（道路計画課）

福島県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

公 告

(道路計画課)

下線 県道熱塩加納会津坂	路 線 名
喜多方市熱塩加納町宮川字諏訪林 一六〇二番一地从先から 同 市熱塩加納町宮川字寺ノ前 六番二地先まで	供 用 開 始 の 区 間
令和三年三月五日	供 用 開 始 の 期 日

福島県知事 内堀雅雄

公告第54号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年3月5日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪トラック1 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月30日（水）
- (4) 納入場所 福島県会津若松建設事務所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年3月26日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年3月26日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年3月5日(金)から同月26日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年3月15日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年3月15日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年4月15日(木)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月14日(水)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow-plow truck1 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 15 April 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 14 April 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

**公告第55号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年3月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪トラック2 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月30日（水）
- (4) 納入場所 福島県宮下土木事務所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年3月26日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年3月26日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年3月5日（金）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年3月15日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年3月15日（月）午前11時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年4月15日（木）午前11時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月14日（水）午後5時までに必着のこと。）

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にはお



いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow-plow truck2 1  
unit
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:30 a.m., 15 April 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 14 April 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

### 福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、令和3年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（水）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,560円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

なお、今回の申込みから、申込書への押印は不要です。

## 福 島 県 報 購 読 申 込 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の  
団体にあつては、その代表者の  
氏名

電話番号

福島県報を 部 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで 箇月間購読します。